

(表)

写 真	身 分 証 明 書	第 号
	所 属 職・氏名	
<p>上記の者は、埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例第24条第3項に規定する職員であることを証明する。</p>		
年 月 日		
埼 玉 県 知 事		印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

(裏)

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例抜粋

(実地調査)

第24条 知事は、第19条第1項又は第20条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(罰則)

第43条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

(4) 第24条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者